

一般社団法人 福岡県臨床工学技士会賛助会員入会のご案内

一般社団法人 福岡県臨床工学技士会
会長 有田 誠一郎

謹啓 時下、御社におかれましてはますますご清栄のことと拝察申し上げます。

一般社団法人 福岡県臨床工学技士会は、前福岡県臨床工学技士会を平成2年6月24日に設立いたしました。その後、平成22年1月23日に臨時総会を開催し、一般社団法人となり現在まで活動を続けて参りました。これもひとえに皆様方のご援助ご指導のおかげだと存じております。

しかし、臨床工学技士として医療現場において、その地位を確立させていくためには、数多くの問題を抱えていることも事実であります。そこで、皆様に賛助会員として入会していただき、技士会へのご指導をお願いしたいと考えております。

一般社団法人福岡県臨床工学技士会

(目的)

臨床工学技士の職業倫理の高揚を図るとともに、学術技能の研鑽及び資質の向上、生命維持管理装置をはじめとする機器に支えられた医療・福祉の信頼性の向上に努め、もって県民の医療・福祉の普及発展に寄与することを目的とする。(定款第3条より)

(事業)

目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること
- (2) 臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に関すること
- (3) 臨床工学に関する学会、講演会及び研究会の開催、参加に関すること
- (4) 臨床工学領域における安全対策事業に関すること
- (5) 臨床工学の普及啓発に関すること
- (6) 臨床工学技士の職業紹介に係る情報提供に関すること
- (7) 関連団体との交流・連携に関すること
- (8) 会誌及び会報の発行
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業 (定款第4条より)

(種別)

賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助する個人又は団体 (定款第7条)

(入会)

正会員、学生会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。(定款第8条より)

様式-2：賛助会員入会申込書

(入会金及び会費)

賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(定款第9条より)

賛助会員入会金 無料

賛助会員年会費 ￥30,000-

(退会)

退会を希望する場合、すみやかに所定の退会届出用紙を本会事務局に提出するものとする。

賛助会員は退会届が出ない場合、自動継続とする。(規程第1章より)

(特典)

会誌、たよりの配布

たよりへの広告無料掲載

福岡県臨床工学会、各種セミナーへの賛助会員価格での出展 各種講習会の後援、

技士会HPへの掲載、当会HPからのリンク